

ひとり親家庭などで児童を養育されている方へ

児童扶養手当が受給できます

父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある場合は、20歳未満の児童および未成年者)を監護している母または父(父の場合は、児童と生計を同じくしていることが必要)、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

手当額(令和3年4月～令和4年3月)

- ◎児童1人の場合 43,160円
(一部支給停止の場合 43,150円～10,180円)
 - ◎児童2人目 10,190円
(一部支給停止の場合 10,180円～5,100円)
 - ◎児童3人目以降1人につき 6,110円
(一部支給停止の場合 6,100円～3,060円)
- ※受給者や扶養義務者等の所得が、一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、一部または全部が支給されません。

現況届の提出が必要です

【現在受給されている方へ】

8月31日(火)までに現況届を市児童福祉課へ提出してください。(平日午前8時30分から午後5時15分まで受付)

現況届が未提出の場合、11月分以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

※現況届を未提出のまま2年間を経過すると、時効により受給権がなくなります。また、前年に所得制限を超えていたため手当の支給がなかった方も、資格継続のため提出が必要です。

【持参するもの】

児童扶養手当証・はんこ・一部支給適用除外事由届出書(対象者には6月に送付しています)・その他添付書類(対象者には同封しています)

ひとり親家庭の就労を支援します

児童扶養手当を受給している、ひとり親家庭の方の状況や希望に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携しながら、仕事探しのお手伝いをします。

自立支援のための給付金事業

◆自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部(6割、上限20万円)が資格取得後に支給されます。

※雇用保険法および雇用保険法施行規則の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができるものは、その支給額を差し引いた金額が自立支援教育訓練給付金として支給されます。

◆高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため半年以上(令和4年3月31日までに養成機関で修業を開始する場合)の期間(上限4年)就業した場合に訓練促進給付金などが支給されます。

【お問い合わせ先】

市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX 32・3738
Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp

あなたもいきいき百歳体操始めてみませんか?

「いきいき百歳体操」は、地域の皆さんが運営し、地域の誰もが気軽に参加できる筋力運動です。令和3年8月現在、市内8グループで実施されています。体操に取り組んでいるグループを順次紹介していきます。ご興味のある方はぜひご参加ください。

いきいき百歳体操とは

- 週1回 ○地域の身近な公民館などの会場で
 - いきいき百歳体操のDVDを見ながら
 - 仲間と一緒に筋力アップできる
- 誰でも気軽にできる体操です

ぜひご自宅でもチャレンジください!

小松島市公式YouTubeチャンネルでは、いきいき百歳体操 徳島版の動画を配信しています。

スマートフォンやパソコンで動画を再生することにより、ご自宅でも気軽に体操ができます。

ぜひお試しください。(下記のQRコードおよびURL参照)



<https://www.youtube.com/watch?v=rWCPb4-b-CM>

— 実施グループのご紹介 —

「高須接骨院」

毎週木曜日午前11時から
高須接骨院で実施中

クラブから一言

「継続は力なり」



【お問い合わせ先】市介護福祉課(市役所1階⑧番窓口)
☎32・3507 / FAX 35・0272
Mail: kaigofukushi@city.komatsushima.
i-tokushima.jp